

提 案 理 由

議案番号	提 案 理 由
報告第 4 号	<p>〔専決処分の報告について〕（訴えの提起について）</p> <p>市営住宅の滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について専決処分したため、市議会に報告するものである。</p>
報告第 5 号	<p>〔専決処分の報告について〕（損害賠償の額を定めることについて）</p> <p>令和 4 年 1 2 月 2 4 日に三次市十日市町 3 5 8 3 番 4 地先、市道胡子坂根線の路上で発生した、市道法面からの落木による車両物損事故の損害賠償額を専決処分したため、市議会に報告するものである。</p>
報告第 6 号	<p>〔専決処分の報告について〕（損害賠償の額を定めることについて）</p> <p>令和 5 年 1 月 1 2 日に三次市向江田町 2 8 6 8 番地先、市道西酒屋仁賀線の路上で発生した、積雪の影響による市道法面を降下した樹木との接触による車両物損事故の損害賠償額を専決処分したため、市議会に報告するものである。</p>
報告第 7 号	<p>〔専決処分の承認を求めることについて〕（三次市税条例の一部を改正する条例）</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）が公布されたことに伴い、関係条例である三次市税条例（平成 1 6 年三次市条例第 7 8 号）の一部を改正する必要性が生じ、専決処分したため、市議会に報告し、承認を求めるものである。</p>
報告第 8 号	<p>〔専決処分の承認を求めることについて〕（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）が公布されたことに伴い、関係条例である三次市都市計画税条例（平成 1 6 年三次市条例第 8 1 号）の一部を改正する必要性が生じ、専決処分したため、市議会に報告し、承認を求めるものである。</p>

<p>報告第 9 号</p>	<p>〔専決処分の承認を求めることについて〕（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）</p> <p>地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 1 3 2 号）が公布されたことに伴い、関係条例である三次市国民健康保険税条例（平成 1 6 年三次市条例第 8 2 号）の一部を改正する必要があるため、専決処分したため、市議会に報告し、承認を求めるものである。</p>
<p>報告第 1 0 号</p>	<p>〔専決処分の承認を求めることについて〕（三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）</p> <p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 6 条の地方公共団体等を定める省令の一部が、令和 5 年 4 月 1 日に改正されたことに伴い、関係条例である三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例（平成 2 0 年三次市条例第 1 号）の一部を改正する必要があるため、専決処分したため、市議会に報告し、承認を求めるものである。</p>
<p>議案第 5 9 号</p>	<p>〔工事請負契約の一部変更について〕</p> <p>（仮称）三次市新学校給食調理場建設工事建築主体工事において、株式会社加藤組と締結している工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 7 7 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求めようとするものである。</p>
<p>議案第 6 0 号</p>	<p>〔工事請負契約の一部変更について〕</p> <p>（仮称）三次市新学校給食調理場建設工事電気設備工事において、光栄電工株式会社と締結している工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 7 7 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求めようとするものである。</p>

議案第 6 1 号	<p>〔工事請負契約の一部変更について〕</p> <p>(仮称) 三次市新学校給食調理場建設工事機械設備工事において、株式会社中電工・備北設備工業株式会社(仮称) 三次市新学校給食調理場建設工事機械設備工事共同企業体と締結している工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年三次市条例第277号)第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものである。</p>
議案第 6 2 号	<p>〔三次市固定資産評価員の選任の同意を求めることについて〕</p> <p>三次市固定資産評価員を選任することについて、地方税法(昭和25年法律第226号)第404条第2項の規定により、市議会の同意を求めようとするものである。</p>
議案第 6 3 号	<p>〔三次市副市長の選任の同意を求めることについて〕</p> <p>三次市副市長を選任することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第162条の規定により、市議会の同意を求めようとするものである。</p>

根 拠 法 令

議案番号	根 拠 法 令
報告第4号 ～ 報告第6号	<p style="text-align: center;">〔地方自治法〕（昭和22年法律第67号）</p> <p>第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。</p> <p>2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。</p>
報告第7号 ～ 報告第10号	<p style="text-align: center;">〔地方自治法〕（昭和22年法律第67号）</p> <p>第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。</p> <p>4 略</p>
議案第59号 ～ 議案第61号	<p style="text-align: center;">〔三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例〕（平成16年三次市条例第277号）</p> <p style="text-align: center;">（議会の議決に付すべき契約）</p>

	<p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。</p>
議案第62号	<p>〔地方税法〕（昭和25年法律第226号） （固定資産評価員の設置）</p> <p>第404条 略</p> <p>2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。</p> <p>3及び4 略</p>
議案第63号	<p>〔地方自治法〕（昭和22年法律第67号）</p> <p>第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。</p>